

事務連絡
令和7年12月25日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁消防・救急課
消防庁予防課

大阪市中央区ビル火災事故調査中間報告（概要）について

令和7年8月18日、大阪府大阪市中央区の火災現場において、消防活動中の消防職員2名が死亡するという事案が発生しました。

本事案を受け、大阪市消防局では事故調査委員会を設置し、事故発生時の状況や原因の調査、建物状況や法令違反との因果関係などの調査を実施してきたところであります。今般、中間報告（概要）が公表されましたので、今後の消防活動時等の安全管理の参考としていただきたいと存じます。

再発防止策を含めた報告書については、年度内に取りまとめる予定とされています。消防庁では、中間報告及び最終的に公表される予定である調査報告書の内容を受け、「警防活動時等における安全管理マニュアル」の改正等について、検討していくこととしています。

また、「大阪市中央区ビル火災を踏まえた防火安全対策について」（令和7年12月25日付け国土交通省住宅局建築指導課、参事官（建築企画担当）付、都市局公園緑地・景観課事務連絡）により、国土交通省から別添のとおり、各都道府県建築主務部局等に対し、屋外広告物の安全性の確保に向け、消防部局等と連携して取り組むよう依頼していますので、必要な取組を実施していただくようお願いします。

貴部（局）におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

消防庁 消防・救急課
担当：高木、鈴木
TEL：03-5253-7522
消防庁 予防課
担当：奥田、辻
TEL：03-5253-7523

事務連絡
令和7年12月25日

各都道府県建築主務部局
各都道府県・指定都市・中核市 屋外広告物条例所管部局 御中

国土交通省 住宅局 建築指導課
参事官（建築企画担当）付
都市局 公園緑地・景観課

大阪市中央区ビル火災を踏まえた防火安全対策について

平素より、建築行政・屋外広告物行政の推進につきまして、多大なる御理解と御尽力を賜りありがとうございます。

令和7年8月18日に大阪市中央区宗右衛門町で発生したビル火災については、本日、大阪市消防局から事故調査の中間報告（概要）が公表されており、様々に考えられる事故原因の一つとして、急速な延焼拡大があったと要因分析され、建築物の外壁に設置された屋外広告物（高さ3m超）が建築基準法第64条の規定に適合せず、不燃材料ではないものが設置されていたことが指摘されています。

再発防止策を含めた報告書については、年度内に取りまとめる予定とされていますが、貴職におかれましては、類似の火災の発生を防止するため、建築主務部局及び屋外広告物条例所管部局の部局間並びに消防部局など関係部局との連携（例：関係者が構成員となった協議体制）により、対象となる屋外広告物の設置事業者等に対する建築基準法への適合及びその確認の重要性について周知・指導を行う等、必要な取組を実施いただくようお願いいたします。

建築主務部局におかれましては、管内特定行政庁に対して、都道府県の屋外広告物条例所管部局におかれましては、管内関係市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、総務省消防庁から別添「大阪市中央区ビル火災事故調査中間報告（概要）について」（令和7年12月25日総務省消防庁消防・救急課、予防課）のとおり、各都道府県消防防災主管部（局）に対しても事務連絡が発出されていることを申し添えます。